

法曹を志して

井上雄基

法曹を志して

井上雄基

第1 はじめに

小林敬和先生の退官にあたり、編集者から何か書けと命じられた。

そこで、法科大学院入学から弁護士登録までの道のりを簡単に振り返ることとし、これから法曹を目指す（かもしれない）後輩諸君の導きとして「研究ノート」を寄稿することにした。

私は、2001年9月に愛媛大学法文学部総合政策学科（昼間主司法コース）を卒業している。私が在籍中（1997年から2001年）に小林先生から講義を拝聴する機会はなかったが、もっぱら宇都宮純一先生（現金沢大学法科大学院教授）の統治行為論ゼミで鍛えられた学生時代であった（本当に鍛えられた）。当時の刑法講座は須之内克彦先生、十河太郎先生が担当しておられたと記憶している。まだ履修制限や出欠確認もなかった頃であり、自由奔放な学生生活を送らせて頂いた。

以下、私の略歴を示すことにする。

2001年10月～2006年3月 弁護士事務所勤務（事務局員）

2006年4月 香川大学・愛媛大学連合法務研究科入学（3期未修コース）

2009年3月 香川大学・愛媛大学連合法務研究科修了

2010年9月 新司法試験合格

2010年11月～2011年12月 最高裁判所司法研修所司法修習生（新第64期）

2012年12月 弁護士登録（愛媛弁護士会）

第2 法曹志望動機

愛媛大学在学中は法曹志望ではなかったが、大学で学んだ法学を生かした職業として、弁護士事務所事務員を選択し、松山市の白井法律事務所に就職した。在職中にロースクール・新司法試験制度ができたこともあり、法曹志望に転向し、結婚・受験を経て、法曹を目指し香川大学・愛媛大学連合法科大学院に入学した。

私と小林先生は、法科大学院の1年時(2006年)の刑法各論の講義で初めて出会うことになった。先生は、毎回、大量で詳細なレジュメを抱えてこられ、熱心に講義をしておられた。私は出来が悪かったため、講義の予習は該当箇所の教科書を読み、レジュメを読むだけでヘトヘトになった。

2年生からは刑事法演習(2)も担当され、私たち院生は、ここで刑法をより深く学ぶことになった。この演習は前期にあったので、「であ飲みてえ」と大きく書かれた扇子をばたばたしながら先生は演習を続けておられた。先生もまた自由奔放であった。

先生とはご縁があって、法科大学院修了後もいろいろと気に掛けて頂いている。

第3 法科大学院・司法試験受験までの法律学習

1 法科大学院在学中の学習について

法科大学院在学中はとにかく授業の予習をするのに手一杯で、復習をする余裕はあまりなかった。定期試験前にまとめて復習する程度で、受験勉強についてはほぼ手つかずの状態であった。

課外活動としては、友人と1年後期に民法ゼミを組み、自学した。2年後期には民訴ゼミ(小林秀之「アドバンス民事訴訟法」(日本評論社)を使用)を組み、教員の指導を受けた。

3年前期に民法ゼミ(旧司法試験論文過去問)、後期に刑法(新司法試験論文過去問)、刑訴(旧司法試験論文過去問)を順に解き、批評しあうというゼミを組んだ。刑法、刑訴は教員に添削を依頼し、ゼミの議論にも加わっていただいた。

その他独自で行っていたこととして、3年時に新司法試験短答・論文過去問を自力で答案作成し、解説(大学での解説講義、予備校の解説講義、受験雑誌(受験新報、法学セミナーなど))により自己分析をした。

また、四国弁護士会連合会が主催する論文答案練習会を受講したほか、公法系、刑事系（刑訴）についても教員に依頼して添削指導を受けた（当時憲法を担当しておられた宇都宮先生には、特にお世話になった）。

2 1回目の受験の結果と反省

1回目の受験（2009年）は、ともかく受け控えてはならないと思い、準備も不十分なまま臨んだ。短答不合格となり1回目は終了した。

司法試験をなめていたというのが第1回目の総括であった。

3 2回目の受験に向けた準備

(1) 試験終了から短答発表（6月）まで

試験終了後、自宅に帰ってすぐに、論文式再現答案の作成に取りかかった。

とにかく短答式の結果に自信が持たなくて、短答発表まで無為に過ごした。

(2) 短答発表（6月）から最終合格発表（9月）まで

短答発表当日（6月4日）に、教官と今後のことについて面談し、勉強の拠点をどうするかについて協議した。その夕刻に法務省発表で自己採点の結果、短答不合格であることが判明し、結構落ち込む。

その後、教官の助言に基づき、短答式試験全問題と、論文式試験全問題について、敗因分析を行った（6月いっぱい）。具体的には、現場で出題の趣旨をどのように捉え、どのような思考過程を経て、正答・誤答に至ったかについての検証を行った。これにより、誤答の原因が知識不足によるものか、題意に答えられていなかったためなのか、問題文の読み違い（「正しいもの」と「誤っているもの」の取り違い・「余地がある」などの短答独特の言いまわし）によるものかを明らかにし、補強すべき範囲を明確にするという意味がある（と思う）。

論文式についても同様に敗因分析を行った。

新司法試験は、全ての論文・短答試験を同一機会に行い、短答合格者のみ論文試験の採点がされるから、短答不合格者は論文の点数が分からない（この点が短答落ちの最も悔しいところである）。そこで、再現答案を合格者に読んでもらって、具体的な勉強方法についてアドバイスを受けることにした。

そのアドバイスを参考にして、勉強方法を再構築することとし、予備校の利用を始

めた。

予備校の講座を受講しながら、判例百選(有斐閣)を順番に読んでいくことにした。その際、全部丸呑みするのは無理なので、判例百選総まくり講座という講義録(辰巳)を購入し、省エネで理解することにした。

また、この間、「ロースクール倒産法」(有斐閣)を用いてゼミを組んだ(6月下旬～9月上旬まで)。倒産法は一人であるのに骨が折れるので、このゼミはとても有益であった。

(3) 合格発表(9月)から年末まで

予備校答案練習会を受講しつつ、四国弁連主催の答案練習会にも参加した。科目はそれぞれバラバラだったが、配列は気にしなかった。

2009年合格者2名にお願いして、再現答案を見てもらったところ、法解釈、規範がないという指摘を受け、法解釈重視の方針で勉強することにした。

スケジュール管理については、年内を週単位で等分に割ることを基本とし、範囲が広い民法、苦手意識のある刑法には重点配分した。模試の復習はできるかぎりその日のうちにするように心がけ、あまり深入りはしなかった。

憲法・行政法・民法・民訴法・商法・刑法・刑訴法・倒産法、の順番で判例百選を読み進めていった。読むべき判例を選別するために、「ハイローヤー」(辰巳)誌上に掲載されていた「判例百選これだけは50」という記事をもとに、優先的に調査官解説を読んだ。その際、備忘のためにメモを残していき、年明けから作成したノートに転記した。百選の解説についても実務家の手になるものについては読むようにした。研究者のものについては、気分を選別していた。選別の基準は恣意的だから、ここで開披するに耐えない。

刑事訴訟法、倒産法は百選をもとに年内から先行してノート作成した。

倒産法判例百選については、「倒産判例インデックス」(商事法務)も参照した。同書はすべて弁護士が執筆しているから、学者の関心と実務家の関心とが重複する分野を概観するのに役立つ。破産法、民事再生法以外の判例は棄てた。アペンディックスについては、倒産判例インデックスに重複掲載されているものだけに目を通すにとどめた。

そのほか、9月と年末に短答過去問を通して解いた。到達点を知ることと、知識の定着の確認のためであった。意外と年毎に通して解いている人が少ない(と思う)が、

年ごとに解いて点数を把握することは、到達点を客観的に知るためには必要だと思う。分野ごとの配列をしている問題集（商事法務のタクティクスアドバンストなど）はそれとして意味があるが、大事なのは全体的な理解度を常に意識することだと思う。

論文式過去問（新司・旧試）の検討については、年内はガマン。実力を上げて（年明け）からすることにした。

(4) 年明けから3月末まで

ア 概観

この時期は、ひたすら過去問検討、判例百選、演習問題などをこなし、ノートを作成した。

週ごとに目標を設定し、予備日を1日設け、積み残したものがあればそれを明確にし、リストアップした（4月中に処理するつもりで。出来ていないこともたくさんあった）。

予備校の論文・短答講座を受講し、短答についてはその日のうちに間違えた問題だけ復習した。論文答練については添削が帰ってくるまでしばらく日があるので、解説講義・解説レジュメで復習したが。その際、論点、出題趣旨以外の部分（学説の紹介など）はパスした。自説を確立するために、基本書の該当箇所を読んだ。

3月下旬にTKC模試を受験した。昨年と広島会場が変わったのでその下見のため。問題の傾向が本試験と異なると感じ、復習はしなかった。

3月下旬に短答過去問をサンプル問題まで遡ってひととおり解いた。

イ 憲法（1月中旬まで）

芦部信喜・高橋和之「憲法」（4版）をもとに、PCでノートを作成した。

ノートには、短答模試・短答過去問で間違えた問題、論文答練の問題をスキャナ・OCRソフトを用いてテキストファイルとしてノートに織り込んだ。

論文過去問は旧試論文式を最新年度から遡って答案作成・スタンダード100や柴田の解説（法学書院）を用いて、問題、出題趣旨、論点、答案例をそのままノートに織り込んだ。

判例についても、調査官解説のコメント（抜粋）とともに、ノートに織り込んだ。

ウ 行政法（1月下旬まで）

櫻井敬子・橋本博之「行政法」（初版・第2版）をもとにノートを作成しようとする

研究ノート

が、膨大な量に断念し、目次をテキストデータ化して、曾和俊文・金子正史「事例研究行政法」（日本評論社）、吉野夏己「紛争類型別行政救済法」（成文堂）の問題を元に、必要箇所を埋めた。

事例研究行政法は第2部のみを対象とし、答案を作成し、解説を読む。必要な部分はノートに織り込んだ。

新司短答過去問のうち、短答プロパーと考えられる分野については、サンプル問題まで遡って、問題文・解答肢・解説をテキストデータ化してノートに織り込んだ。

2010年新司法試験の論文試験は住民訴訟であったが、論文対策としては全くノーマークだった。これで涙を飲んだ受験生も多かったと思われる。

短答・論文模試のノート化については憲法のところと同様である。

エ 民法（2月中旬まで）

旧試過去問を最新年度から遡って解いた。

判例百選をもとに、ノートを作成した。

旧試験過去問、短答模試、論文模試のノート化については憲法のところと同様である。

オ 商法・会社法（2月下旬まで）

会社法百選をもとにノート作成。総則・商行為、手形法・小切手法については、辰巳50に掲載のあるものだけノート化した。

短答過去問については商法総則、商行為、手形法、小切手法、組織再編のあたりは、テキストデータ化してノートに組み込んだ。

過去問等のノート化については前出と同様である。

カ 刑法（3月上旬まで）

刑法百選をもとにノート作成。ノウハウは他の科目と同様である。

キ 刑訴法（3月中旬まで）

刑法と同様である。

論証らしいものをいくつかこしらえたのは刑事系のみである。

ク 倒産法（3月中旬まで）

百選ノートに論文模試情報等を加筆した。

三木浩一・山本和彦「ロースクール倒産法」の自主ゼミで使ったレジュメをもとにポイントを勝手に絞ってノート作成した。

ケ 民事訴訟法（3月下旬まで）

判例百選をもとにノート作成。アペンディックスも忘れずに読んだ。

(5) 4月

この時期の目的を、全国模試合格圏内・全国模試の復習と重点項目の選別・百選全科目・重判直近4年をひとつとおり読むこと、積み残しの処理、短答プロパー分野の整理に置いた。

この間は、3月末日までにこしらえていたノートをプリントアウトしてバインダーに綴じ、そこに書き込みを行った。判例六法（有斐閣）へも短答・論文に必要な情報を欄外に書き込んだ（この作業自体は通年で行っていた）。

この期間は、本番まで手を動かす機会を意識的に作るためすべて手書きにした。

百選を全科目1回読む。重要判例解説も18年度から21年度まで目を通す。21年度重判については、予備校で解説講義が用意されており、それを利用した。

違憲審査基準の整理、行政事件訴訟法の要件の整理、刑事事実認定上の規範の整理（殺意、共犯など）、新実例刑事訴訟法の捜査・証拠編のまとめ、重点講義民事訴訟法から弁論主義と既判力の整理、などを行った。

4月中に短答過去問をひとつとおり解いた（科目ごとに分断してとにかく全ての問題を消化）。

(6) 5月

この時期の主たる目的は、まとめノートの整理・心中する書籍・資料の厳選・重点項目のノート作成・試験スケジュール通りの生活と体調管理とした。一番重要なのは体調管理。これは本当に大事なことである。

試験会場に持っていくものを厳選し、直前期にすべきことをリストアップし、ノートについても綴じる順序を統一して、すべての科目のノートを整序した。試験は広島であったから、ノート以外の書籍等は予め宿舎に送り、ノートだけは手持ちで行くこととした。

試験終了後、論文武再現答案を全科目作成してから今年の試験終了した。

4 弁護士チューター制度について

香川大学・愛媛大学連合ロースクールでは、登録後数年の若手弁護士の協力を得て、ゼミなどでの指導を受けることが出来た。そこでは、新旧論文過去問、新司短答

過去問を素材とした問題への対処方法、答案作成の作法・考え方を中心として指導を受け、扱った論文過去問と2009年論文再現答案について添削指導をうけた。

その効果は絶大であり、飛躍的に力がついたと思う。2010年の試験問題冊子と2009年の問題冊子を見比べたら昨年の無策ぶりに愕然とした。

5 受験で使用した基本書、参考書等（判例百選、重要判例解説は除き、思いつくものを掲げる）

(1) 文章力一般

岩淵悦太郎「悪文」〔第3版〕（日本評論社）

(2) 公法系（憲法、行政法）

芦部信喜・高橋和之「憲法」〔第4版〕（岩波書店）

高橋和之「立憲主義と日本国憲法」（有斐閣）

戸松秀典「憲法訴訟」〔第2版〕（有斐閣）

加藤晋介「加藤晋介の憲法入門」（自由国民社）

櫻井敬子・橋本博之「行政法」〔初版・第2版〕（弘文堂）

吉野夏己「紛争類型別行政救済法」（成文堂）

曾和俊文・金子正史「事例研究行政法」（日本評論社）

(3) 民事系（民法、商法、民事訴訟法）

川井健「民法概論」（有斐閣）

我妻榮「民法講義」（岩波書店）

北居功・武川幸嗣・石田剛・田岡寛貴・花木広志「コンビネーションで考える民法」（商事法務）

中野貞一郎・鈴木正裕・松浦馨「新民事訴訟法講義」〔第2版補訂2版〕（有斐閣）

藤田広美「解析民事訴訟」（東京大学出版会）

高橋宏志「重点講義民事訴訟法」（上）（有斐閣）

田中豊「事実認定の考え方と実務」（民事法研究会）

伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征「リーガルクエスト会社法」（有斐閣）

東京地方裁判所商事研究会「商事関係訴訟」（青林書院）

加藤晋介「加藤晋介の商法入門」（自由国民社）

(4) 刑事系（刑法，刑事訴訟法）

LEC「完全整理択一六法 刑法」〔2010 版〕

裁判所職員総合研修所「刑法総論講義案」〔3 訂補訂版〕（司法協会）

西田典之「刑法各論」〔第 4 版〕（弘文堂）

山口厚「新判例から見た刑法」〔第 2 版〕（有斐閣）

石井一正「刑事事実認定入門」〔判例タイムズ社〕

平野龍一・松尾浩也「新実例刑事訴訟法」Ⅰ・Ⅲ（青林書院）

※刑訴は百選を基本書とした。

(5) 倒産法（破産法，民事再生法）

山本和彦・笠井正俊・沖野眞己・水元宏典・中西正「倒産法概説」〔弘文堂〕

松下淳一「民事再生法入門」〔有斐閣〕

瀬戸英雄・山本和彦「倒産判例インデックス」〔商事法務〕

第 4 司法修習生として

1 司法修習生とは

裁判官，検察官，弁護士になるためには，司法試験に合格し，最高裁判所司法研修所の司法修習生に採用され，1 年間の研修を受けなければならない。

2 採用まで

採用申し込みは合格した 2010 年 9 月の末日ころまでにしなくてはならず，結構慌ただしい。

最初の 10 ヶ月は各地の地方裁判所で修習することになるから，配属先の希望も出さなければならない。第 6 志望まで書くのも面倒であったが，私は松山を第 1 志望とした。

開始までに書籍や事前課題が送られてくる。結構がんばって提出しても修習の成績には余り直結しなかったりするので，ほどほどに切り上げるのがよい。

3 修習

各地での修習は分野別実務修習といい，裁判所（民事部，刑事部），検察庁，弁護

士事務所を約2ヶ月ずつ回って各指導担当の修習を受けることになる。

新64期松山修習は23人が4班に分かれて、順番にまわるという方式であった。

その後は、2ヶ月間選択型実務修習といい、企業や他士業（私は土地家屋調査士事務所を選択した）などで研修することになる。

9月下旬からは、埼玉県和光市の司法研修所で、集合修習があり、座学や起案（論文試験）を繰り返し受けた。寮の定員が不足しているので、寮の抽選に漏れた者は近くでアパートを借りることになる。

11月下旬に司法修習生試験が行われる。科目は民事裁判、民事弁護、検察、刑事裁判、刑事弁護の5科目で、1科目あたり7時間半（うち昼食1時間。食事中に答案作成することも認められている）で5日間に亘って行われる。

第5 これからの法曹を目指す諸君に（雑感も交えて）

以下、雑感を交えて、これから法曹を目指す学生諸君に対するアドバイスめいたものを書き連ねようと思う。主には法科大学院生に対するものであるが、法科大学院・予備試験受験生予備軍である学部生にも通じることがあると思う。

私は司法試験は2回目の受験で合格できたが、その勝因は、敗因分析を行ったうえで、論文重視にシフトしたことにあると思っている。また、現場思考型の問題となる傾向が強まっているから、基本から考えられるように、条文・制度趣旨の理解はもとより、判例を少数精鋭で深く正確に読むよう心がけていたことも、論文での大逆転につながったと思う。

新司法試験は論文試験であるから、論文が解れば短答も解ける、短答にしか出ない分野も怠らずにチェックする、という姿勢を持つことが重要だと思う。

必要な条文や概念や定義についての暗記から逃げてはならない（が、条文知識は六法を引けばいいから、短答式試験の時に知識量を最高潮に上げておけばよい）。

不合格者のなかには、採点実感、ヒヤリングを検討していない者が見受けられる。それらは試験委員からの貴重なメッセージであり、必ず検討しておくべきである。

予備校の利用について賛否両論あると思うが、私のような凡人は少しく予備校の知恵を借りつつ、深入りしないようにするのでいいと思う。要は利用の仕方である。

優秀答案や合格答案を分析（したつもりになって暗記しよう）する者がいるが、

それのみを行うのは戦術的に誤りである。むしろ自分の答案の問題点を修正することこそ、合格への近道であると思う。

私は1回目の不合格の反省に立ち、同じ境遇にあつて合格を果たした先輩に教を乞い、合格した友人に論文再現答案および自己分析の検証をお願いして、勉強方法の修正を行った。不合格には必ず原因があり、その原因を的確につかまずして次年度以降の合格はないと思う。友人に不合格答案を見てもらうのはまことに気の進まないことではあるが、そのような私心をわきにおいてでも、合格者に教を乞うべきである。

合格した先輩に教を乞うたとき、「ピカソはデッサンもできる」という言葉をかけられた。とかく先端的な論点や特定の学説を（理解したつもりになって）振りかざす前に、基本的な知識を盤石にせよという趣旨である（と私は理解した）。そこで、条文・判例・通説（とされる見解）を重点的に固めることにした。その際、条文から遊離した解釈論にならないように注意した。法治国家である以上、出発点は法律である。この当たり前のことに気づくのは意外と難しい。

世には便利なマニュアル本が存在する（たとえば岡口基一「要件事実マニュアル」など）が、その意義と限界をきちんと弁えなければならない。

要件事実論はある程度覚えなければならない分野だと思うが、全ての法律要件について丸呑みすることはおよそ不可能である。覚えるための素材としては、「問題研究要件事実」（法曹会）で十分（しかし、これはこれで重たい内容ではある）であり、古い民訴雑誌（どの号かは失念した）や、伊藤ほか「民事訴訟法の論争」（有斐閣）などで、基本的な考え方を身につけておくことのほうが、よほど有効である。

覚えることも重要であるが、もっと重要なのは自分の頭で考えて自分の言葉で表現することであると思う。

何よりも大切なのは、「絶対に合格する」という強い意思である。4日間で22時間半の間拘束し、短答に合格しなければ残りの17時間の苦労は一顧だにされないという試験は過酷であり、合格率の高低にかかわらず、やはり我が国最難関の試験である。他方で、合格率の高低にかかわらず、合格する実力が備わっていれば必ず合格する試験である。1人でも多くの諸君が司法試験に挑まれることを期待している。

第6 弁護士業務から感じること

私は2012年12月に弁護士登録をして、現在（2013年3月）、登録後2ヶ月を超えたにすぎないが、この間、いろいろな事件を担当した。法律相談で「そんなことまで弁護士に相談に来るの？」という事案に遭遇することもしばしばである。

ある特別法違反の被疑者国選事件が回ってきて、当初は「そんな犯罪があるのか？」と思って判例検索をかけたら、結構昔からある犯罪類型だったということがあった。この事件は、構成要件と憲法31条、故意の内容など、徹底的にやるのであれば理論的にも実践的にも興味の尽きないものであった。とはいえ、ここは刑事弁護人として被疑者の意向に沿って粛々と手続を進めた。

また、少年事件では、少年審判制度の理念を実現することの困難さを目の当たりにした。少年法の理念として保護主義（1条）が掲げられている。この趣旨は少年の可塑性に富んだ少年に対しては、刑罰よりむしろその少年に適した良好な環境ときめ細かな処遇を用意することによって、改善・更生を果たし、健全な社会人として再出発することを期待したことにある、などと説明される。しかし、この理念を実現するには、勇気が必要である。

付添人としては、少年が過去に犯した非行の責任を自覚させつつ、少年自身が発する更生したいと願う言葉や気持ち（のみ）を信頼しなければならない。審判官や調査官は、少年自身のこれまでの経緯はそれとして前提としつつ、少年の言葉や気持ちから未来を推測しなければならない。このような少年の未来と一緒に考える手続には少年への信頼が不可欠であるにもかかわらず、その信頼を支える資料が乏しい（あるいは、その信頼を否定する膨大な過去の実績が存在する）ことに、少年事件審判手続の難しさがあると思う。まだ数件しか担当していないが、少年法の理念を実現するために、大人が何をなすべきかについて考えさせられる機会となった。

結局、少年院送致の審判が確定してしまったが、あの少年が、「あのときの付添人のことを思い出して更生してくれるといいな」と真剣に思う。

第7 最後 に

小林先生とは、法科大学院入学以来親しくさせていただいていますが、現在、教員

法曹を志して

と学生という枠を超えて、同じ弁護士として仕事をする事になりました。私には先生から教えていただきたいことがまだまだあるし、定年退官は、先生の仕事の通過点の一つに過ぎないと思います。

先生がますますお元気で活躍されることを祈念しています。

(2013年3月2日記)